

平成21年度定期大会

日時 平成21年5月29日(金)午後6時30分
場所 札幌市中央区大通西十三丁目
札幌司法書士会館
(電) 011-281-3505

札幌司法書士政治連盟

定期大会次第

- 1 開会の辞
- 2 会長挨拶
- 3 来賓紹介並びに来賓挨拶
- 4 祝電披露
- 5 議長選出
- 6 議案審議

第1号議案

平成20年度経過報告及び収支決算報告承認の件

第2号議案

平成21年度活動方針及び予算案承認の件

第3号議案

役員改選の件

第4号議案

その他

- 7 閉会の辞

第1号議案 平成20年度経過報告及び収支決算報告承認の件

《平成20年度経過報告》

昨年と同様に運動方針第1から第3まで（司法書士法改正、「登録免許税制」から「登記手数料制」へ、司法制度改革）は日本司法書士政治連盟と同一であり、単会として独自に活動できるものではないが、日本司法書士政治連盟の運動方針実現に向けてともに同歩調をとってきた。また、運動方針第4（他団体との協調）については、札幌司法書士政治連盟独自の運動方針であり、実現に向けて努力をしたが、満足できる結果を出すことができなかった。

- 1 司法書士法の改正については、日本司法書士会連合会において検討されており、(札幌司法書士会ホームページ会長会資料参照) 日本司法書士政治連盟も連合会と共同して実現に向け行動をしている。
- 2 登記オンライン申請については、平成21年1月20日開催の司法書士制度推進議員連盟総会において「登記真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図ること」との決議を頂いており、司法書士法改正共々実現に向け努力している。
- 3 法律相談が簡裁代理権の取得以前より狭義に解釈され「法テラス」においても140万円という壁がある現実を踏まえて、簡裁の事物管轄に限定されない法律相談権の確立を目指し運動しているが、他士業と関連することであり地道に根気よく運動して行く必要がある。
- 4 札幌司法書士会及び他団体との協調連携については、問題点の一致を見いだすことが難しく有効な行動をとることができなかった。公嘱協会の嘱託登記拡大については公明党北海道議会議員との懇談が実現し、多くの提言を頂き、札幌司法書士政治連盟としては札幌司法書士会の法律相談PRパンフレットを各議員の方々に活用して頂くよう配布することができた。
- 5 札幌司法書士政治連盟が発足して以来の大きな課題である財政基盤の確立については、多くの会員の皆様のご理解を頂き改善はしてきたが、未だ当連盟の設立趣旨をご理解いただけていない会員も多々あり、役員一同一丸となってご理解いただけるよう更に努力する必要がある。また、道ブロック主催の新人研修において当連盟のPRをさせて頂く機会があった。

平成20年度経過日誌

【平成20年】

4 / 19	日司政連定期大会	(東京)	河合
5 / 8	飛翔速報版配信		
5 / 13	役員会		
5 / 17	札幌司法書士会総会		
5 / 30	札幌司法書士法書士協同組合総会		
	札幌司法書士政治連盟定期大会		
6 / 4	札幌司法書士公共嘱託登記協会総会		金子
6 / 7	北海道司法書士政治連盟総会	(釧路)	河合 金子
	北海道ブロック司法書士協議会総会	(釧路)	河合
6 / 20	役員会		
7 / 3	衆議院議員吉川貴盛氏札幌司法書士会訪問	河合	金子
8 / 2	日本司法書士政治連盟司法委員会	河合	
8 / 22	飛翔速報版配信		
8 / 29	参議院議員風間昶氏との懇談会	会館	河合 金子
9 / 22	参議院議員小川勝也氏政経セミナー	河合	
10 / 3	前衆議院議員荒井聡氏札幌司法書士会訪問	河合	金子
10 / 6	衆議院議員吉川貴盛氏政経セミナー	金子	
	衆議院議員小平忠正氏政経セミナー	河合	
10 / 8	税制改正要望書を司法書士制度推進議員連盟に提出 司法制度改革関連要望		
10 / 10	日司政連代表者会議	(東京)	河合
10 / 31	日本司法書士会連合会創立80周年記念祝賀会	(東京)	河合
12 / 8	衆議院議員町村信孝氏政経フォーラム	河合	金子
12 / 8	役員会		
12 / 13	参議院議員風間昶氏政経セミナー 札幌青年司法書士会クリスマス会		河合

【平成21年】

1 / 18	新年賀詞会	(東京)	河合
1 / 19	司法書士制度推進議員連盟総会	(東京)	河合
	札幌管内国会議員議員会館陳情のため訪問	河合	里村
1 / 28	役員会		
2 / 20	札幌青年司法書士会総会	河合	
2 / 21	日司政連ブロック長会議	(東京)	河合
3 / 12	道ブロック協議会新人研修にて政連のPR	河合	金子
3 / 14	道ブロック協議会新人研修会懇親会	河合	
3 / 24	役員会		
3 / 31	北海道議会議員との懇談会	公嘱協会	河合 金子

平成20年度収支決算報告書

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

(単位：円)

収入の部	予 算	決 算 額	増△ 減	摘 要
会 費	2,280,000	1,726,000	554,000	
雑収入	120,000	171,808	△51,808	祝儀 懇親会費他
繰越金	1,028,788	1,028,788	0	
合 計	3,428,788	2,926,596	502,192	

(単位：円)

支出の部	予 算	決 算 額	増△ 減	摘 要
総会費	180,000	196,700	△16,700	
会議費	50,000	108,462	△58,462	
事務費	10,000	51,334	△41,334	
通信費	80,000	69,640	10,360	送料他
広報費	30,000	0	30,000	
渉外費	50,000	62,205	△12,205	祝儀他
事業費	600,000	359,942	240,058	政経パーティー等
負担金	1,520,000	1,525,500	△5,500	日司政連・道政連
雑 費	10,000	15,415	△5,415	
予備費	898,788	0	898,788	
合 計	3,428,788	2,389,198	1,039,590	

20年度繰越金

収入合計 - 支出合計 = 繰越金

2,926,596円 - 2,389,198円 = 537,398円

平成20年度収支決算報告書にもとづき収支を調査した結果、妥当にしてかつ相違ないことを確認した。

平成21年5月20日

会計監査 宮 崎 寛 印

会計監査 高 木 勝 正 印

第2号議案 平成21年度運動方針及び予算案承認の件

第1 制約なき法律相談権の確立へ向けた司法書士法の実現

第2 運用可能な登記オンライン化に向けて

第3 司法書士自治に基づく懲戒制度の確立

第4 「登録免許税制」から「登記手数料制」への移行実現

第5 司法制度改革への継続的取り組み

※ 詳細は第39回日本司法書士政治連盟定時大会要領参照

第6 札幌司法書士会・札幌公共嘱託司法書士協会・リーガルサポートとの協調

(イ) 札幌司法書士会との連携

札幌司法書士会と連携し、社会問題の解決に向け、市議、道議、国会議員との懇談などを通し協同して行動する。

(ロ) 社団法人札幌公共嘱託登記司法書士協会との連携

公共事業減少の傾向は否定できないが、財政難にある地方自治体に対し、費用削減の効果を強調し、市議・道議の議員を通して、公嘱協会を活用する体制を確立したい。

(ハ) 社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部との連携

成年後見センター・リーガルサポートと連携し、社会的弱者といわれ高齢者や障害者の権利擁護を目的とする施策を推進していくために、市議、道議、国会議員との懇談などを通し協同して行動する。

第7 組織財政基盤の強化

札幌司法書士政治連盟の会員は、札幌司法書士会会員の全員が当政連の会員であるが、司法書士制度の維持、発展、向上に必要な団体であることを積極的に訴えていく必要がある。また、組織を強化することは、ひいては財政基盤の盤石化に繋がることであり、札幌司法書士会、札幌青年司法書士会その他各団体の役員の方々の協力を得ながら組織の強化並びに会費の納入率の向上を進めていきたい。

平成21年度収支予算案

自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

(単位：円)

収入の部	前年度予算	本年度予算	増△	減	摘 要
会 費	2,280,000	2,400,000		△120,000	400名×6,000円
雑収入	120,000	160,000		△40,000	祝儀 懇親会費他
繰越金	1,028,788	537,398		491,390	
合 計	3,428,788	3,097,398		331,390	

(単位：円)

支出の部	前年度予算	本年度予算	増△	減	摘 要
総会費	180,000	200,000		△20,000	
会議費	50,000	100,000		△50,000	
事務費	10,000	20,000		△10,000	
通信費	80,000	80,000		0	郵便料
広報費	30,000	50,000		△20,000	
渉外費	50,000	60,000		△10,000	祝儀他
事業費	600,000	600,000		0	
負担金	1,520,000	1,400,000		120,000	日司政連・道政連
雑 費	10,000	10,000		0	
予備費	898,788	577,398		321,390	
合 計	3,428,788	3,097,398		331,390	

第3号議案 役員改選の件

会則第5条により、次の役員を選任したい。

- | | | | |
|-----|---------|---|---|
| (1) | 会 長 | 1 | 名 |
| (2) | 副 会 長 | 2 | 名 |
| (3) | 幹 事 長 | 1 | 名 |
| (4) | 副 幹 事 長 | 1 | 名 |
| (5) | 総 務 部 長 | 1 | 名 |
| (6) | 総務副部長 | 1 | 名 |
| (7) | 企 画 部 長 | 1 | 名 |
| (8) | 財 政 部 長 | 1 | 名 |
| (9) | 会 計 監 査 | 2 | 名 |

札幌司法書士政治連盟会則

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は、札幌司法書士政治連盟と称し、事務局を札幌司法書士会に置く。
- 第2条 本連盟は、会員相互の協力により政治力を強化し、司法書士の業務の確保とその発展を図り司法書士体制を整備強化することを目的とする。
- 第3条 本連盟は、札幌司法書士会会員をもって組織する。
- 第4条 本連盟は、その目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 司法書士の地位向上のための諸施策及び情報の提供
 - (2) 政治資金規正法に基づく積極的な政治活動
 - (3) 前各号の外目的を達成するための事業

第2章 執行機関

- 第5条 本連盟に次の役員を置き、任期は就任後第二回目の定期大会までとする。
- (1) 会 長 1 名 本連盟を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副 会 長 若干名 会長を補佐する。
 - (3) 幹 事 長 1 名 会長の命により会務を執行する。
 - (4) 副 幹 事 長 若干名 幹事長を補佐し、会務を分掌する。
 - (5) 総 務 部 長 1 名 (6) 総務副部長 若干名
 - (7) 企 画 部 長 1 名 (8) 企画副部長 若干名
 - (9) 財 政 部 長 1 名 (10) 財政副部長 若干名 (11) 会 計 監 査 2 名
- 第6条 役員は札幌司法書士会員のうちから大会に於いて選任する。
- 第7条 会長は役員会の議を経て委員会、部会を設置し、その担当委員等を委嘱することができる。

第3章 会 議

- 第8条 本会の諸決議をなすため次の会議を招集する。
- (1) 大 会 大会は定期大会と臨時大会とし、定期大会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時大会は必要に応じ会長がこれを招集する。
 - (2) 役員会 役員会は会長が必要と認めるとき随時開催する。
- 第9条 次に掲げる事項は、大会の議決を経なければならない。
- (1) 役員会に於いて、大会に附議すべき旨議決した事項
 - (2) 会則の制定及び変更事項
 - (3) 大会に於いて、審議することを相当と議決した事項
 - (4) 予算決算事項
- 第10条 大会の決議は、出席会員の過半数で議決する。但し可否同数のときは、議長が決する。

第4章 会 費

- 第11条 会費は年6,000円とし、札幌司法書士会の会費納入と共に一括して納入するものとする。

第5章 会 計

- 第12条 本連盟の事業及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 補 則

- 第13条 本連盟に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
 - 3 顧問の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期途中において退任したときは、そのときに退任するものとする。

- 附則 この会則は、平成3年6月28日から施行する。この会則は、平成15年6月12日から施行する。
この会則は、平成18年4月1日から施行する。

札幌司法書士政治連盟

司法書士の新時代を目指して

活動方針

● 政治連盟が目指すこと（平成21年度日司政連定時大会活動方針より）

1. 制約なき法律相談権の確立へ向けた司法書士法改正の実現
2. 運用可能な登記オンライン化に向けて
登記制度の信頼確保とオンライン登記の普及推進
3. 司法書士自治に基づく懲戒制度の確立
4. 「登録免許税制」から「登記手数料制」への移行実現
5. 司法制度改革への継続的取り組み
（簡裁代理権の充実、家事事件についての司法書士の活用など）
6. 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会への協力・支援
7. （社）成年後見センター・リーガルサポートへの協力・支援
8. 国民の意思に反する登記所の統廃合の反対
9. さらなる組織活動の充実

「札幌司法書士政治連盟」は「日本司法書士政治連盟」の活動方針に基づき、地元の政治家との連携を深め司法書士制度発展のために活動しています。

歴史

昭和39年・・・第一次行政改革時における太田薫氏による「司法書士制度は廃止の方向で検討すべきである」との文書に衝撃を受け、各単位会において政治連盟結成の動きが広がる。

昭和42年・・・日司連総会に於いて「司法書士政治連盟全国組織の早期実現化の要望」の決議がなされた。

昭和44年・・・日司連総会後の結成大会に於いて「日本司法書士政治連盟」が誕生

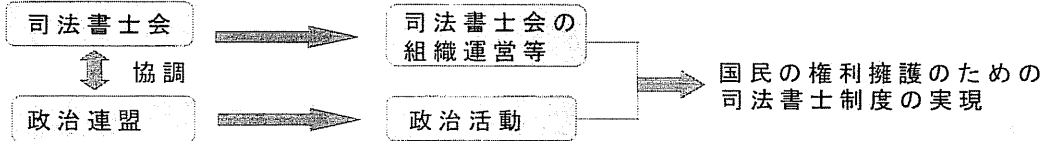
昭和58年・・・日司政連50単位会完全結成

昭和59年・・・司法書士制度推進議員連盟結成

「札幌司法書士政治連盟」は昭和47年に結成され、昭和51年には札幌司法書士会定時総会において、本会の全会員を札幌司法書士政治連盟の構成員とみなす旨の決議がなされました。

政連の意義

司法書士会は司法書士制度を守るための組織ではありませんが、政治的な活動は制約されます。しかし国民の権利擁護に応え得る司法書士制度の実現のための法律改正などには政治家に対する請願、陳情活動が必要になります。そこで司法書士会が出来ない部分を政治連盟が担当し、司法書士会と表裏一体となって活動することにより、これを実現することが政治連盟の役割です。



議員連盟

「司法書士制度推進議員連盟」は国民の権利擁護のために司法書士制度を充実発展させることを目的とし、昭和59年に衆参両議院の議員により結成されました。平成21年1月20日現在、議員連盟には超党派の国会議員159名が所属しています。政治連盟は議員連盟に所属する議員と密接な関係を維持し法改正等に対応しています。

昨今の司法書士制度の危機に際しては、議員連盟の活動が評価されています。

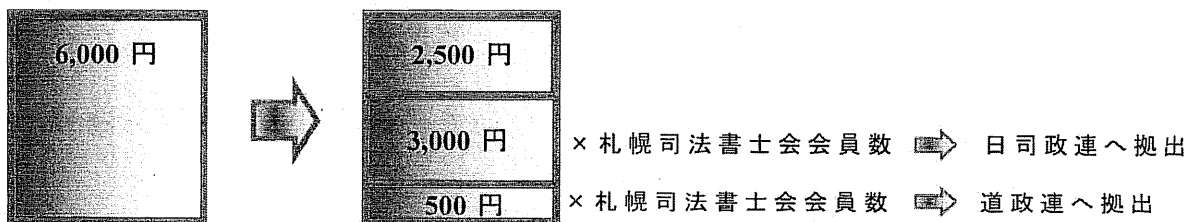
最近の活動

行政書士への商業登記解放問題や労働者派遣問題に総力を挙げて立ち向かい一定の成果を納めることが出来ました。また平成15年には司法書士法改正を実現させ簡裁代理権を獲得することが出来ました。その後も更に完全な代理権獲得のために活動を継続しています。登記税制についても常に運動しており、特に登録免許税の手数料制への移行については力を入れた活動を展開しています。その他の活動については「活動方針」や広報誌「飛翔」をご覧ください。

会費

札幌司法書士政治連盟の会費は年額6,000円です。

このうち3,000円が日司政連への、また500円が道政連への負担金です。



● 政治連盟の果たす役割をご理解いただき、会費納入にご協力下さい。

札幌司法書士政治連盟の主な役員

会長 河合道雄

副会長 里村美喜夫・大滝和子

幹事長 金子邦朗